株式会社 中山製鋼所

証券コード 5408

第123回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成 29 年６月 27 日（火曜日）午前 10 時
（受付開始：午前９時）

開催場所

大阪市大正区船町一丁目１番 66 号
当社本社

書面による議決権行使期限

平成 29 年６月 26 日（月曜日）午後５時まで

目　次

第123回定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類 …… 3
　第１号議案 剰余金の処分の件
　第２号議案 取締役６名選任の件
　第３号議案 監査役２名選任の件
　第４号議案 補欠監査役１名選任の件
　第５号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）の継続の件
〈添付書類〉
事業報告 …… 30
連結計算書類 …… 49
計算書類 …… 51
監査報告書 …… 53

（証券コード　5408）
平成29年６月９日

株 主 各 位

大阪市大正区船町一丁目１番66号
株式会社　中　山　製　鋼　所
代表取締役社長　森　田　俊　一

第123回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第123回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示くださいまして、平成29年６月26日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月27日（火曜日）午前10時（受付開始時刻：午前９時）

２．場　　所　大阪市大正区船町一丁目１番66号　当社本社
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
(1) 第123期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第123期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）の継続の件

以　上

（お知らせ）

◎本招集ご通知に際して、提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nakayama-steel.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

従って、本招集ご通知に含まれる連結計算書類および計算書類は、監査役会または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nakayama-steel.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席される方

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。



書面により議決権を行使される方

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、総会前日の平成29年６月26日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

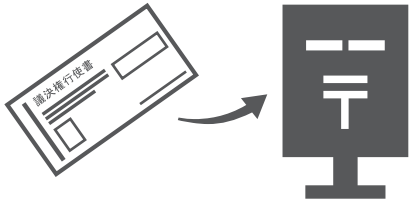

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、利益配分に関する基本方針を、経営基盤・財務体質の強化を勘案のうえ、長期的な展望に基づいて可能な限り株主の皆様に還元することとしております。

平成22年３月期以来、誠に遺憾ながら無配を続けてまいりましたが、事業再生により収益力の回復と財務体質の改善が進むとともに、当期よりスタートしました中期経営計画の着実な実行により一定の収益を確保できたことなどを踏まえて、復配への環境が整ったものと判断いたしました。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金５円　　総額　314,040,350円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成29年６月28日

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（４名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役を２名増員し、うち１名はコーポレート・ガバナンス強化のため、社外取締役とし、取締役６名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、当社取締役会の諮問機関である報酬・指名諮問委員会での審議を経て、各取締役候補者を決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	箱守　一昭（はこもり　かずあき） （昭和28年２月８日生） 取締役会出席状況 14回/14回 100% 再任	昭和55年４月　当社入社 平成11年９月　当社第二圧延部長 平成17年６月　当社取締役生産技術部長兼事業戦略担当 平成21年４月　当社取締役事業戦略、品質管理、商品開発、棒線担当 平成23年２月　当社取締役営業本部長兼商品開発担当 平成24年11月　当社取締役営業、アモルファス 担当 平成25年６月　当社専務取締役営業、購買、製造、安全防災環境部門、エンジニアリング事業統括兼経営支援室長 平成28年６月　当社専務取締役営業、購買、製造、エンジニアリング本部 統括　現在に至る	6,300株
	取締役候補者とした理由		
	箱守一昭氏は、入社以来、主に圧延部門に従事し、同分野に精通しているだけでなく、当社取締役就任以降、製造、営業、購買等の主要部門を管掌し、当社の事業全般に関する豊富な知識・経験と会社経営に関する見識を有しており、今後も当社の経営に反映していただけると判断しました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	なか むら さち お 中 村 佐知大 （昭和32年２月22日生） 取締役会出席状況 14回/14回 100% 再任	昭和54年４月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成13年４月 同行谷町支店長 平成15年３月 株式会社ＵＦＪホールディングス（現株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）広報部長兼株式会社ＵＦＪ銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）広報部長 平成16年10月 株式会社ＵＦＪ銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）東京法人営業第２部長 平成18年１月 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行営業第一本部営業第四部長 平成19年２月 同行公共法人部長 平成21年６月 三菱ＵＦＪスタッフサービス株式会社（現三菱ＵＦＪ人事サービス株式会社）代表取締役副社長 平成23年７月 エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社代表取締役社長 平成25年６月 当社顧問 平成25年６月 当社常務取締役管理部門統括 平成28年６月 当社専務取締役　総務、企画、経理本部　統括　現在に至る	1,000株
	取締役候補者とした理由		
	中村佐知大氏は、主に金融機関において長年培われた幅広い経験および高い見識を有しており、また当社取締役就任以降、総務、企画、経理等の管理部門を管掌し、これまでの豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただけると判断しました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>ない　とう　のぶ　ひこ
内　藤　伸　彦
（昭和33年７月７日生）
新任</td><td>昭和57年４月　当社入社
平成19年12月　当社営業本部棒線営業部長
平成25年６月　当社執行役員購買本部長兼鉄源調達部長
平成26年６月　当社執行役員購買本部長
平成27年５月　当社執行役員営業本部長　現在に至る</td><td>200株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
内藤伸彦氏は、入社以来、主に営業（東京含む）・購買部門に従事し、同分野に精通しており、当社執行役員就任以降、購買・営業部門の業務執行責任者として当社の事業再生に貢献し、その豊富な経験を今後も当社の経営に反映していただけると判断しました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>かど　の　やす　はる
角　野　康　治
（昭和35年２月９日生）
新任</td><td>昭和57年４月　当社入社
平成14年10月　当社熱延工場長
平成17年６月　当社メッキ・厚板工場長
平成18年12月　当社熱延工場長
平成25年６月　当社執行役員製造本部長　現在に至る</td><td>1,200株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
角野康治氏は、入社以来、主に圧延部門に従事し、同分野に精通しており、当社執行役員就任以降、製造部門の業務執行責任者として当社の事業再生に貢献し、その豊富な経験を今後も当社の経営に反映していただけると判断しました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	なか つかさ まさ ひろ 中 務 正 裕 （昭和40年１月19日生） 取締役会出席状況 10回/11回 91% 再任 社外 独立役員	平成６年４月　弁護士登録　大阪弁護士会所属 中央総合法律事務所（現弁護士法人中央総合法律事務所）入所　現在に至る 平成17年８月　米国Kirkland & Ellis LLP勤務 （～平成18年７月） 平成18年４月　米国ニューヨーク州弁護士登録 平成18年６月　浅香工業株式会社社外監査役 平成24年７月　弁護士法人中央総合法律事務所代表社員 現在に至る 平成27年４月　大阪弁護士会副会長 （～平成28年３月） 平成27年６月　荒川化学工業株式会社社外監査役 平成27年６月　日本電通株式会社社外監査役 平成28年６月　当社社外取締役　現在に至る （重要な兼職の状況） 弁護士法人中央総合法律事務所代表社員 浅香工業株式会社社外取締役監査等委員 荒川化学工業株式会社社外取締役監査等委員 日本電通株式会社社外取締役監査等委員 貝塚市公平委員	0株
	社外取締役候補者とした理由		
	中務正裕氏は、企業法務等を専門とした弁護士としての幅広い経験と見識を有しております。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役として職務を遂行できるだけでなく、社会規範、法令などを遵守した公正な経営、および当社のガバナンスの一層の強化に繋がると判断しました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	髙橋　徹（たかはし　てつ） （昭和24年10月８日生） 新任　社外	昭和50年４月　株式会社神戸製鋼所入社 平成11年４月　同社秦野工場工場長 平成13年４月　同社長府製造所所長 平成15年６月　同社執行役員真岡製造所所長 平成18年４月　同社常務執行役員真岡製造所所長 平成21年６月　同社専務取締役アルミ・銅事業部門長 平成24年４月　同社代表取締役副社長アルミ・銅事業部門長 平成26年４月　同社顧問役 平成28年12月　同社退職　現在に至る	0株
	社外取締役候補者とした理由		
	髙橋　徹氏は、前職の株式会社神戸製鋼所で様々な要職につき、そこで培った豊富な経営者としての経験と培われた技術力を今後、当社の経営に発揮していただけると判断しました。		

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．各候補者は当社が制定している取締役の選定基準（後記）の条件を満たしております。
３．中務正裕、髙橋　徹の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、中務正裕氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
また、髙橋　徹氏の選任が承認された場合には、同氏を独立役員とする予定であります。
４．中務正裕氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。
５．当社は、中務正裕氏との間で会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
また、髙橋　徹氏の選任が承認された場合には、同内容の契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役 福西惟次、監査役 川野辺弘文の両氏は本定時株主総会終結の時をもって、任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、あらかじめ当社取締役会の諮問機関である報酬・指名諮問委員会での審議を経たうえで、監査役会の同意も得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ふく　にし　のぶ　じ 福　西　惟　次 （昭和17年８月24日生） 取締役会出席状況 14回/14回 100% 再任　社外　独立役員	昭和41年４月　株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成３年４月　株式会社三和総合研究所（現三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社）国際経営開発部長 平成７年10月　イタリヤード株式会社常務取締役管理本部長 平成16年７月　ツルカメコーポレーション株式会社（現As-meエステール株式会社）監査役 平成17年６月　当社監査役　現在に至る	0株
	社外監査役候補者とした理由		
	福西惟次氏は、国内外の最高財務責任者（CFO）を歴任し、財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営上の重要事項の決定および業務執行等の監査に十分な役割を果たしていただけると判断しました。		
2	かわ　の　べ　ひろ　ふみ 川野辺　弘　文 （昭和22年２月９日生） 取締役会出席状況 14回/14回 100% 再任　社外	昭和45年４月　新日本製鐵株式會社（現新日鐵住金株式会社）入社 平成16年６月　太平工業株式会社（現日鉄住金テックスエンジ株式会社）取締役専務執行役員管理本部長 平成19年６月　同社取締役副社長執行役員副社長管理本部長 平成20年６月　北都電機株式会社 代表取締役社長 平成23年６月　新日鐵化学株式会社（現新日鉄住金化学株式会社）常任監査役 平成25年６月　当社監査役　現在に至る	0株
	社外監査役候補者とした理由		
	川野辺弘文氏は、新日鐵住金株式会社等で培われた豊富な経験と見識を有しており、また、他社において監査役の経験も有しており、その経験と見識を当社の監査体制に反映していただけると判断しました。		

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．福西惟次、川野辺弘文の両氏は、当社が制定している監査役の選定基準（後記）の条件を満たしております。両氏は、社外監査役の候補者であります。なお、当社は、福西惟次氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
３．福西惟次氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。また、川野辺弘文氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。
４．当社は、福西惟次、川野辺弘文の両氏との間で会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏との間で上記と同内容の責任限定契約を継続する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、あらかじめ当社取締役会の諮問機関である報酬・指名諮問委員会での審議を経たうえで、監査役会の同意も得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
津　田　和　義 （つ　だ　かず　よし） （昭和41年１月13日生）	平成７年８月　公認会計士登録 平成20年８月　税理士登録 平成２年10月　太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入社 平成10年10月　株式会社稲田商会取締役 平成12年10月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 平成15年８月　株式会社エム・エム・ティー取締役 平成20年３月　津田和義公認会計士・税理士事務所代表 現在に至る 平成20年８月　ヒロセ通商株式会社社外監査役 （重要な兼職の状況） 津田和義公認会計士・税理士事務所代表 ヒロセ通商株式会社社外取締役監査等委員 アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社社外監査役 シルバーエッグ・テクノロジー株式会社社外監査役	0株
補欠監査役候補者とした理由		
津田和義氏は、多くの企業経営に携わるだけでなく、経営コンサルタント等を専門とした公認会計士・税理士としての豊富な経験を当社の監査に反映していただけると判断しました。		

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．津田和義氏は、当社が制定している監査役の選定基準（後記）の条件を満たしております。同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．同氏が監査役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定であります。

【ご参考】

（取締役選定基準）

以下に定める条件をすべて満たす者

１．優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること

２．全社的な見地、客観的に分析･判断する能力に優れていること

３．全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べることができること

４．会社法第331条第１項各号に定める取締役の欠格事由に該当しないこと

５．他の上場会社の役員の兼任は、自社を除いて３社までであること

（監査役選定基準）

以下に定める条件をすべて満たす者

１．優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること

２．全社的な見地、客観的に分析･判断する能力に優れていること

３．全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べることができること

４．会社法第335条第１項各号に定める監査役の欠格事由に該当しないこと

第５号議案　当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成20年６月27日開催の当社第114回定時株主総会において、当社定款第17条の定めに基づく「当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）導入の件」を賛成多数によりご承認いただいたうえで導入を決定し、平成23年６月29日開催の当社第117回定時株主総会において、内容を一部修正したものの実質的に同一内容で継続することについて、株主の皆様のご承認をいただき、平成26年６月26日開催の当社第120回定時株主総会において、同一内容で継続することについて株主の皆様にご承認いただきました（以下、「現プラン」といいます。）。

当社では現プランについて、その後の情勢変化等も勘案しつつ、企業価値の向上および株主共同利益の向上の観点から、継続の是非も含めて検討してまいりました。

当社は、かかる検討の結果、平成29年５月９日開催の取締役会において、取締役全員の賛成により、現プランの内容を一部改正したうえで継続することにつき、本定時株主総会において、当社株主の議決権の過半数の皆様からご承認いただくことを条件として、継続することを決議しました（以下、修正後の適正ルールを「本プラン」といいます。）。

主な改正内容は、以下のとおりです。

1）独立委員会委員に社外監査役、社外有識者に加え、社外取締役を追加する。
2）独立委員会委員名を開示する。
3）対抗措置の発動の可否等について株主意思を確認する仕組みを導入する。
（独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会が相当と判断した場合に株主意思確認総会を招集）

本プランを決定した当社取締役会には、当社監査役３名全員が出席し、いずれの監査役も本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べています。

つきましては、現プランの有効期間は、本定時株主総会の終了の時点までとなっておりますので、本プランの継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

１．本プランの必要性

当社取締役会は、大規模買付者（後記２で定義します。）が大規模買付行為（後記２で定義します。）を行おうとする場合において、これを受け入れるか否かについては、当社株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。そのためには、大規模買付者が、意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、事前の十分な情報開示がなされることが必要であり、また、当社取締役会が、大規模買付者に対して質問や買収条件等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保するため、相応の検討時間・交渉機会等も確保されていることが必要になります。これらにより株主の皆様は、大規模買付者お

よび当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、かつ提供された情報を十分に検討する時間が確保され、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることができると考えます。

このような考え方により、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段をとることができるようにするため、本プランの継続が必要であると判断いたしました。

２．本プラン適用の要件

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の大規模な買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対して、適用されるものとなっております。

注１：特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）または②当社株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等を含みます。）の買付等（同法第27条の２第１項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者および特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注２：議決権割合とは、特定株主グループが①の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等所有割合をいいます。）をいい、②の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合）の合計をいいます。
議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式の総数から、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

注３：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等または同法第27条の２第１項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

３．本プランの概要

本プランは、大規模買付者に対し、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守、具体的には①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の検討および評価期間を設け、かかる期間が経過し、③対抗措置の発動の可否等を問うための株主の皆様のご意思を確認する総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動等に関する決議がなされた後に、大規模買付行為を開始することを求めるものです。その概要は以下のとおりです。また、ご参考のために、大規模買付行為が開始された場合のフローチャートを別紙１として添付しております。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。大規模買付行為の提案があった場合には、当社は、適時開示に関する法令および金融商品取引所の規則に従い開示します。

(2) 情報提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その一般的な項目は以下のとおりです。

① 大規模買付者およびそのグループの概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
② 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の額・内容・算定根拠、買付資金の裏付け、時期、取引の仕組み等を含みます。）
③ 大規模買付者に対する資金供与者の概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
④ 大規模買付後に、向こう３年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
⑤ 大規模買付後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠
⑥ その他取締役会および独立委員会が適切な判断、意見をするために合理的に必要と判断する情報

当社は、上記(1)の意向表明書の受領後10営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者は受領日より10営業日以内に当社宛にご提出いただくこととします。

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると合理的に考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為者が出現し、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、適時適切にその全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な大規模買付情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示します。

(3) 大規模買付情報の検討、大規模買付者との交渉、代替案の提示

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、情報提供完了通知の発送後、60営業日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90営業日（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。なお、取締役会評価期間に入った場合は、その旨を開示します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(4) 株主意思の確認の手続き

独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆様の意思を確認するための手続きを要請する場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重したうえで、相当と判断される場合には、対抗措置の発動の可否等に対する株主の意思を確認するために、株主意思確認総会の招集手続きまたは書面投票手続きを実施します。

4．大規模買付行為がなされた場合のプラン

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。

ただし、当社取締役会として、当該大規模買付行為に対する反対の意見表明を行い、または代替案の提示により、当社株主の皆様に説得行為を行うことがあります。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されていると判断される場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合（以下、「濫用的買収」といいます。）に対しては、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後の経営方針等を含む必要情報に基づいて、社外取締役、社外監査役、独立の外部有識者等から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為

が当社株主共同の利益に与える影響を検討し、当社社外監査役を含む監査役の過半数の賛同を得たうえで、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当するか否かを決定することといたします。

さらに、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆様の意思を確認するための手続きを要請する場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重したうえで、それが相当と判断される場合には、株主確認総会の招集または書面投票手続きをとり、対抗措置の発動の可否等について株主の皆様の意思を確認します。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったと判断される場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつその時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙２に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件等を設けることがあります。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施ならびに具体的対抗措置発動の決定を行った場合には、速やかに当該決議の内容について開示いたします。

５．当社取締役会判断の客観性および合理性担保のための措置

(1) ガイドラインの制定

当社は、本プランの運用において恣意的な判断や処理がなされることを防止し、手続きの透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、ガイドラインを設けています（以下、「本ガイドライン」といいます。）。当社取締役会および独立委員会は、それに基づいて本プラン所定の手続きを進めなければならないこととしています。本ガイドラインの制定により、濫用的買収者の認定、対応等の際に拠るべき基準が透明となり、本プランに十分な予測可能性を与えております。

なお、本ガイドラインの中では、濫用的買収者の定義として、

1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）

2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合（いわゆる焦土化経営）

3）当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
4）当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的である場合
5）大規模買付者の提案する当社株式の買収条件（買取対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らし不十分、不適切なものである場合
6）大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付である場合（いわゆる二段階買付）
7）上記のほか、大規模買付情報の内容から、当社株主共同の利益および当社企業価値を害することが明白な買収である場合
等と定めております（別紙３ご参照）。

(2) 独立委員会の設置および株主意思確認総会の利用

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、②大規模買付ルールを遵守している場合においては大規模買付者が濫用的買収者に該当するか否か、等の判断にあたっては、その透明性、客観性、公正性および合理性を担保し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するために、当社は、取締役会から独立した組織として社外取締役、社外監査役、外部有識者等で構成される独立委員会を設置します。その概要は、別紙４に記載のとおりです。

同委員会は、当社取締役会から諮問を受けた各事項および独立委員会が必要と判断する事項についての当社取締役会への勧告をはじめとして、別紙４に記載する事項について審議および決定を行います。当社取締役会の決定に際しては、独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ、必ずこのような独立委員会の意見聴取の手続きを経なければならないものとすることにより、当社取締役会の判断の客観性および合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。また、独立委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、各委員も有し、その招集が確実に行われるよう配慮しています。

これに加えて、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆様の意思を確認するための手続きを要請する場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重したうえで、相当と判断される場合には、対抗措置の発動の可否等を問うために株主意思確認総会の招集手続きまたは書面投票手続きを実務上可能な限り速やかに実施するものとします。

６．当社株主、投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランが株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランを設定することは、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前述４に記載のとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守したと判断されるか否かによって大規模買付行為に対する当社のプランが異なりますので、当社の株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている具体的対抗措置を取ることがありますが、具体的対抗措置の仕組み上、大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除く当社の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

そして、当社の取締役会が具体的対抗措置を取ることを決定した場合には、当社株主の皆様、投資家の方々およびその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適時適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。

一方、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うこととなった場合、割当期日における当社株主の皆様は引受けの申込みをすることなく新株予約権の割当てを受けますが、その後、新株予約権を行使して新株を取得するためには所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要がある場合もあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿に記録されていない当社株主の皆様につきましては、新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社の取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、当社は新株予約権の割当期日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する場合があります。これらの場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、１株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

7．本プランの有効期限および変更・廃止およびそれに伴う開示

(1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会における当社株主の皆様のご承認を条件として、当該定時株主総会終了の時から当社の平成32年６月開催予定の第126回定時株主総会終了の時点までとします。ただし、第126回定時株主総会において本プランの継続が承認された場合は、平成35年６月開催予定の当社の第129回定時株主総会終了の時点まで延長されるものとします。

(2) 本プランの廃止

本プラン導入後、有効期間の満了前であっても以下の場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

1) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合
2) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合

(3) 本プランの変更

本プランの有効期間中であっても、関係法令の整備、株主総会の決議、独立委員会の意見等を踏まえ、企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、随時、必要に応じて取締役会決議により本プランを変更する場合があります。

(4) 本プランの廃止または変更に関する情報の開示

本プランが廃止または変更された場合には、株主の皆様および投資家の方々に対し、当該事実および当社取締役会が必要と判断する事項を適時適切に開示します。

8．本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の充足

本プランは、経済産業省が平成17年５月27日付で企業価値研究会の「企業価値報告書」等を公表し、これを踏まえて、経済産業省および法務省が同日付で発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（以下、「買収防衛策に関する指針」といいます。）においては、①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則、の三原則を充足しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日付で発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則について

前述のとおり、本プランは、当社の株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障し、これにより、当社株主の皆様が十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となるものであり、まさに当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入するものであります。

② 事前開示・株主意思の原則について

本プランは、事前にその内容が開示されるものですので、当社株主の皆様および投資家の方々の予見可能性を確保しており、また、本プランの継続にあたっては、本定時株主総会において当社株主の皆様からご承認いただくことを条件としております。さらに、本プランの有効期間の延長も当社の株主の皆様方のご承認を条件としているうえ、当社株主総会の決議により廃止することが可能な措置も採用しております。このように当社株主の皆様の合理的意思が反映される仕組みとなっております。

③ 必要性・相当性確保の原則について

本プランは、具体的対抗措置の発動の是非は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している複数の委員によって構成される独立委員会の意見を最大限尊重することになっているなど、当社取締役会判断の客観性および合理性を担保する措置を確保しており、また、当社株主の皆様には、３年毎の定時株主総会で直接本プランの是非につきご判断が可能であるうえ、客観的な本プランの廃止条項も定めておりますので、株主共同の利益を向上させる買収提案等があれば廃止することができるものとなっております。

(2) 取締役会の恣意的判断の排除

本プランは、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動するか否かの判断をする場合には、その判断の透明性、客観性、公正性および合理性を担保し、かつ取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(4) デッドハンド型、スローハンド型の買収防衛策ではないこと

前述「７．本プランの有効期限および変更・廃止およびそれに伴う開示」に記載のとおり、本プランは、１回の株主総会決議で廃止することができ、また当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができます。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を防止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は１年であり、また、取締役の増員時においても、増員された取締役の任期を、在任中の取締役の残存任期と一致させることといたしますので、期差任期が発生することもありません。従って、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる防衛策）でもありません。

以　上

別紙１

大規模買付行為が開始された場合のフローチャート

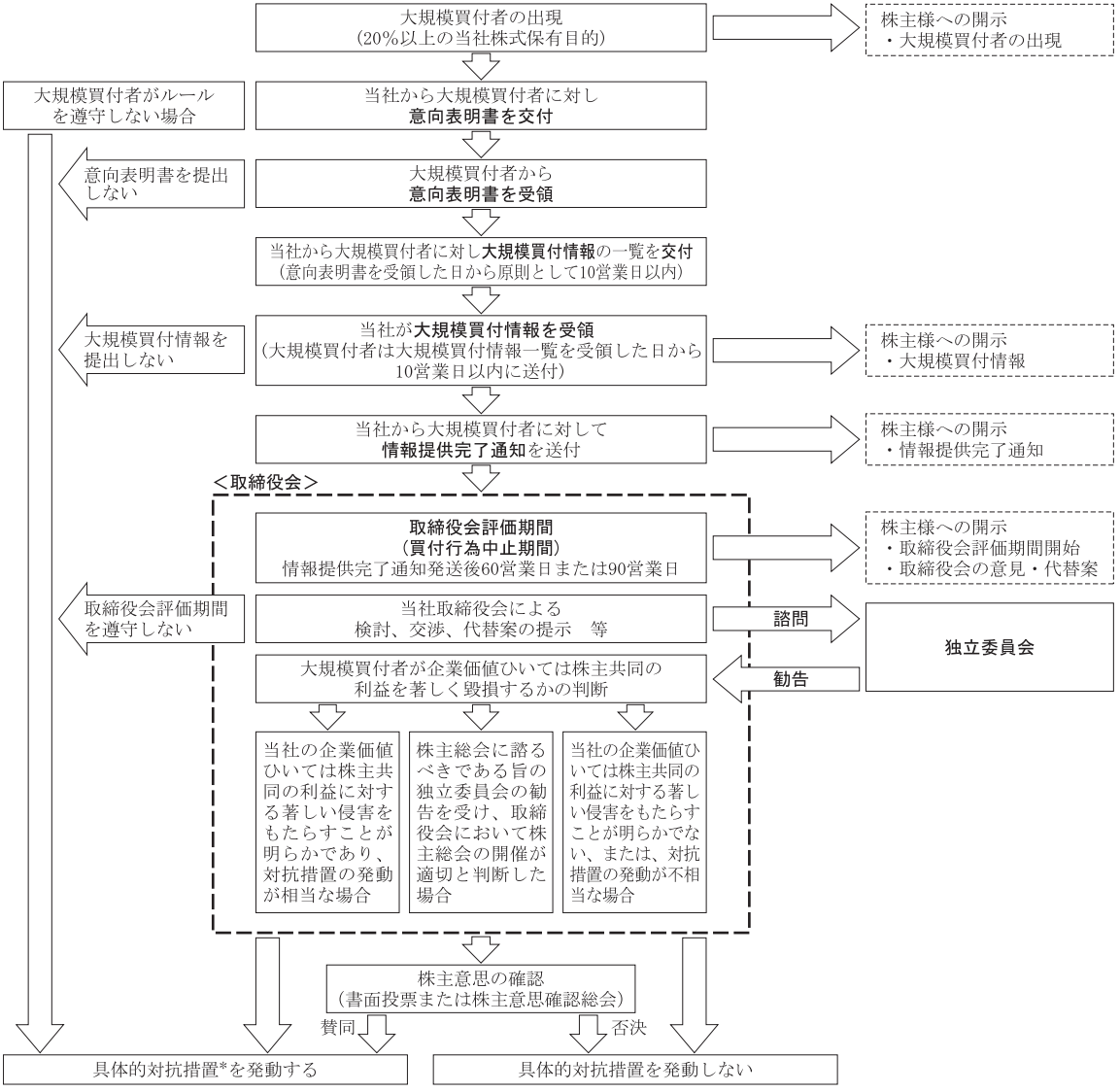

＊新株予約権の無償割当てを行う。（株式の種類：普通株式、割合：所有株式１株につき１個）

別紙２

新株予約権概要

１．新株予約権無償割当ての対象となる株主
　当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新株予約権を割当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類および数
　新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は１株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

３．割当てる新株予約権の総数
　新株予約権の割当総数は、割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、当社が有する当社普通株式を除く。）を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

４．各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
　各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、１株当たり１円以上で当社取締役会が定める額とする。

５．新株予約権の譲渡制限
　新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

６．新株予約権の行使期間等
　新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由および消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

７．新株予約権の行使条件
　一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループもしくは特定株主グループから当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権の譲渡を受けた者は、新株予約権の行使ができないものとする。

以　上

別紙３

具体的対抗措置発動に関するガイドライン（骨子）

１．目的

具体的対抗措置発動に関するガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）は、当社取締役会および独立委員会が、当社に対する大規模買付者が現れた場合、当社株主利益および当社企業価値の維持・向上のため、具体的対抗措置の発動の是非を判断する場合に備え、あらかじめ具体的発動基準を定めることを目的とする。

２．具体的対抗措置を発動できる場合

当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為につき、以下に定めるいずれかの事由に該当すると判断した場合は、具体的対抗措置の発動を決定することができる。

なお、当社取締役会は、当該判断にあたり、その判断の透明性、客観性、公正性および合理性を担保し、当社取締役会の恣意的な判断を防止するために、取締役会から独立した組織として設置する独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。

(1) 本プランに定める手続きを遵守しない大規模買付行為である場合

1) 大規模買付者による情報提供がなされない場合

大規模買付者から、大規模買付者の概要、買収の目的、方法および内容、大規模買付者に対する資金供与者の概要、買収後に向こう３年間に想定している当社グループの経営方針および事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下、「買収後の経営方針等」という。）、買収後の経営方針等が当社グループの企業価値を向上させることの根拠、その他取締役会および独立委員会が適切な判断、意見をするために必要とする情報の全部または一部が提供されない場合

2) 大規模買付者による情報提供が不十分であると合理的に考えられる場合

大規模買付者から大規模買付行為について一応の情報提供がなされたとしても、提供された情報が不十分であると合理的に考えられ、株主の皆様が大規模買付行為の是非について適切な判断をすることが困難となる場合

3) 当社取締役会が、株主共同の利益の観点から大規模買付情報を検討し代替案の提示等を行うために合理的な期間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は60営業日、その他の大規模買付行為の場合は90営業日）の満了を待たずに、公開買付行為を行う場合

(2) 大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合（濫用的買収に該当する場合）

1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）

2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な企業秘密情報、重要資産、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合（いわゆる焦土化経営）

3) 当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合

4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的である場合

5) 大規模買付者の提案する当社株式の買収条件（買取対価の金額、内容、時期、方法、違法性有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らし不十分、不適切なものである場合

6) 大規模買付者の提案する買収の方法が、最初の買付条件を有利に、二段階目の買付条件を不利に設定するような、株主の判断の機会または自由を奪う構造上強圧的な方法による買付である場合（いわゆる二段階買付）

7) 上記の他、大規模買付情報の内容から、当社株主共同の利益および当社企業価値を害することが明白な買収である場合

以　上

別紙４

独立委員会の概要

１．設置

独立委員会は、当社取締役会決議により設置される。

２．構成

(1) 独立委員会の委員は、３名以上とする。

(2) 委員の選任にあたっては、社外取締役、社外監査役、社外有識者（弁護士等の専門家や民間企業の企業経営経験者等を想定しているが、これに限らない。）等から選任するものとする。

選任にあたっては、独立委員会の役割期待に鑑み、専門知識、企業経営に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。

(3) なお、委員が社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

３．役割

(1) 独立委員会は、当社取締役会からの諮問に対して、原則として下記に規定する事項につき、本ガイドラインに基づき検討・審議を行い、当社取締役会に対してその理由および根拠を付して勧告する。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して最終的な決定を行う。

記

① 大規模買付者との事前交渉において大規模買付者から提出された買付計画等資料の検討
② 具体的対抗措置を講ずるか否かの検討
③ 大規模買付者との事後交渉により対抗措置を中止するか否かの検討
④ 株主意思確認総会の招集が必要か否かの検討
⑤ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

(2) 独立委員会は、会計士、弁護士その他の外部の専門家に対して、検討に必要な専門的な助言を得ることができる。その際の費用は当社が負担するものとする。

４．招集

当社の代表取締役、監査役および独立委員会の委員は、いつでも独立委員会を招集する権限を有する。

５．決議

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって行う。ただし、やむを得ない事由があるときは独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって足りるものとする。

以　上

別紙５

独立委員会委員候補者およびその略歴

委員　　中務　正裕（なかつかさ　まさひろ）

（略　歴）　平成６年４月　弁護士登録　大阪弁護士会所属
中央総合法律事務所（現弁護士法人中央総合法律事務所）入所
現在に至る
平成17年８月　米国Kirkland & Ellis LLP勤務(～平成18年７月)
平成18年４月　米国ニューヨーク州弁護士登録
平成18年６月　浅香工業株式会社社外監査役
平成24年７月　弁護士法人中央総合法律事務所代表社員　現在に至る
平成27年４月　大阪弁護士会副会長(～平成28年３月)
平成27年６月　荒川化学工業株式会社社外監査役
平成27年６月　日本電通株式会社社外監査役
平成28年６月　浅香工業株式会社社外取締役監査等委員　現在に至る
平成28年６月　荒川化学工業株式会社社外取締役監査等委員　現在に至る
平成28年６月　日本電通株式会社社外取締役監査等委員　現在に至る
平成28年６月　当社社外取締役　現在に至る

委員　　髙橋　　徹（たかはし　てつ）

（略　歴）　昭和50年４月　株式会社神戸製鋼所入社
平成11年４月　同社秦野工場工場長
平成13年４月　同社長府製造所所長
平成15年６月　同社執行役員真岡製造所所長
平成18年４月　同社常務執行役員真岡製造所所長
平成21年６月　同社専務取締役アルミ・銅事業部門長
平成24年４月　同社代表取締役副社長アルミ・銅事業部門長
平成26年４月　同社顧問役
平成28年12月　同社退職　現在に至る

委員　　福西　惟次（ふくにし　のぶじ）

（略　歴）　昭和41年４月　　株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行

平成３年４月　　株式会社三和総合研究所（現三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社）国際経営開発部長

平成７年10月　　イタリヤード株式会社常務取締役管理本部長

平成16年７月　　ツルカメコーポレーション株式会社（現As-meエステール株式会社）監査役

平成17年６月　　当社監査役　現在に至る

委員　　川野辺　弘文（かわのべ　ひろふみ）

（略　歴）　昭和45年４月　　新日本製鐵株式會社（現新日鐵住金株式会社）入社

平成16年６月　　太平工業株式会社（現日鉄住金テックスエンジ株式会社）取締役専務執行役員管理本部長

平成19年６月　　同社取締役副社長執行役員副社長管理本部長

平成20年６月　　北都電機株式会社 代表取締役社長

平成23年６月　　新日鐵化学株式会社（現新日鉄住金化学株式会社）常任監査役

平成25年６月　　当社監査役　現在に至る

以　上

（参考）

当社の大株主の状況（平成29年３月31日現在）

株　　主　　名	持株数（株）	持株比率（％）
新日鐵住金株式会社	10,708,795	17.05
阪和興業株式会社	8,058,590	12.83
日鉄住金物産株式会社	5,408,500	8.61
エア・ウォーター株式会社	4,729,861	7.53
大和ＰＩパートナーズ株式会社	3,165,300	5.03
中山三星建材株式会社	2,519,477	4.01
中山通商株式会社	2,266,490	3.60
三星海運株式会社	1,947,162	3.10
三星商事株式会社	1,933,726	3.07
大阪瓦斯株式会社	1,923,000	3.06

（注）持株比率は、自己株式271,186株を控除して計算しており、小数点第３位を切り捨てています。

以　上

（添付書類）

第123期事業報告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、総じて緩やかな回復基調を維持しました。一方、当社グループを取り巻く事業環境は、国内経済が緩やかに回復してきたことを受け、鉄鋼需要は増加傾向にありましたが、原料炭や鋼屑など主原料価格が急騰するなど、引き続き厳しい事業環境で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは、当連結会計年度を初年度とする中期経営計画（平成28年度～平成30年度）をスタートさせ、長期的な国内市場縮小に耐え得る事業基盤の構築や持続的な成長を支える人材・財務基盤の強化などに向け、各部署において細分化した目標を掲げ、全社一丸となって着実に取り組んでまいりました。

［鉄鋼事業］

鉄鋼事業につきましては、鋼材販売価格が下落したことなどにより売上高は減少しましたが、主原料である購入鋼片の価格が前年度に比べて下落したこと、電力・ガス料金などのエネルギーコストが燃料調整価格の下落により低減したことや、歩留まり向上などの操業改善による工場コストの削減などにより、前連結会計年度に比べて増益となりました。これらの結果、売上高は前連結会計年度に比べ、78億72百万円減収の1,217億20百万円、経常利益は８億44百万円増益の57億87百万円となりました。

［エンジニアリング事業・不動産事業］

エンジニアリング事業につきましては、魚礁部門の受注が前連結会計年度に比べて減少したことなどにより、売上高は前連結会計年度に比べ、３億21百万円減収の16億49百万円、経常利益は82百万円減益の33百万円となりました。

不動産事業につきましては、賃貸収入を中心に安定した収益を確保し、売上高は前連結会計年度に比べ、36百万円減収の６億22百万円、経常利益は69百万円増益の４億62百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ、82億31百万円減収の1,239億92百万円、営業利益は４億２百万円増益の60億96百万円、経常利益は10億38百万円増益の60億24百万円となりました。また、特別損失に解体撤去引当金繰入額８億円、環境対策費５億49百万円を計上したほか、主に繰延税金資産の回収可能性を見直したことに伴い法人税等調整額△19億29百万円を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は16億71百万円増益の58億８百万円となりました。

当事業年度の単独決算につきましては、売上高は、前事業年度に比べ51億77百万円減収の862億79百万円となり、営業利益は24百万円増益の34億69百万円、経常利益は６億21百万円増益の34億１百万円、当期純利益は12億64百万円増益の38億82百万円となりました。

当社は、利益配分に関する基本方針を、経営基盤・財務体質の強化を勘案の上、長期的な展望に基づいて可能な限り株主の皆様に還元することとしております。

当社は前期まで事業再生の段階にありましたことから、無配の状況が続いておりましたが、前期末に事業再生が終了し、当期より成長ステージへの移行を図るべく策定した３ヵ年の中期経営計画に取り組み、当期は所期の目標を達成することができました。

以上の状況から、当期の配当につきましては、１株につき５円の期末配当とさせていただく予定であります。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、東京オリンピック・パラリンピックに向けた都市開発関連の需要などにより緩やかな回復が期待される一方で、欧米を中心とした保護主義的な動き、一部の新興国の景気減速、不安定な為替状況や、鉄鉱石・原料炭および鋼屑価格が高止まりする中で電力価格の上昇による生産コストの増加など先行きの不透明感が懸念されます。

このような情勢のもと、当社グループは、中期経営計画の基本方針に基づき、諸施策を着実に実行し、収益を向上してまいります。また、原材料や諸資材価格のアップに対しましては、海外からの調達も含めた購入鋼片の有利調達や製造コストの削減に努めるとともに、鋼材販売価格改善に向けて、お客様のご理解をいただけるよう取り組んでまいります。（中期経営計画の基本方針は次ページに記載しております。）

株主の皆様におかれましては、以上の諸事情をご賢察のうえ、今後とも何卒ご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

＜中期経営計画の基本方針＞

(1) 成長ステージへの移行と長期的な国内市場縮小に耐え得る事業基盤の構築

①“中山らしさ”を活かした事業展開・営業推進による収益力の一層の強化

・当社生産設備の特長や製品特性を活かしたオリジナリティ製品を軸として、多品種・小ロット・短納期等の木目細かな顧客サービス機能強化による顧客満足度向上と差別化を図ることで、販売競争力を強化します。

・更なる品質改善とともに、工場生産性向上や省エネ・省人投資により、コスト競争力を強化します。

②グループ会社との協働戦略の推進による連結収益最大化

・全国的な高シェア・知名度を有する当社グループ企業の製品群を武器に、グループ各社（※）の加工機能・川下流通機能を徹底活用し、連結収益の最大化を目指します。

※鋼材グループ企業：中山三星建材㈱、三泉シヤー㈱、中山通商㈱、三星商事㈱、三星海運㈱

③新日鐵住金株式会社との連携強化

・圧延受委託をはじめとする双方のメリットを追求したパートナー関係の維持・深化を図ります。

(2) 持続的な成長を支える人材・財務基盤の強化と株主還元の実施

①人材育成・現場力の強化

・将来の中枢を担う優秀人材の育成に努めます。（平成27年度より新卒採用を再開）

・当社・協力会社の双方が、熟練工から若手への技術・技能伝承の取組みを強化することで、生産技術力・現場力の維持・向上を図ります。

②財務体質の強化

・環境変化に耐え得る強固な財務基盤を維持するとともに、利益成長を実現することで、資本効率（ROE）を実現した経営を実践していきます。

③株主還元の実施

・安定した収益とキャッシュフローの創出により、復配の早期実現を目指します。

(3) 平成30年度の連結財務目標

経常利益	：60億円
自己資本比率	：62％
ROE	： 7％

（参考）平成28年度実績

経常利益	：60.2億円
自己資本比率	：62.5％
ROE	： 8.4％

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に当社および連結子会社が実施した設備投資の総額は26億62百万円であり、主に、合理化・品質対策や維持更新投資であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、当社は、中期経営計画の遂行に必要な資金を調達するために、65億円の長期借入を行いました。

なお、前連結会計年度末に締結しました貸出コミットメントライン契約（総額50億円）の当連結会計年度末における借入はございません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第120期 (平成25年度)	第121期 (平成26年度)	第122期 (平成27年度)	第123期 〔当連結会計年度〕 (平成28年度)
売　　上　　高(百万円)	132,345	149,025	132,224	123,992
経　常　利　益(百万円)	2,277	3,827	4,985	6,024
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	66,071	9,121	4,137	5,808
１株当たり当期純利益(円)	1,725.29	168.48	76.42	107.28
総　　資　　産(百万円)	123,372	126,899	113,529	115,900
純　　資　　産(百万円)	52,668	62,451	66,138	72,492

(注) 1．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

2．第120期につきましては、当期純損益は特別利益に債務免除益、株式交換による負ののれん発生益を計上しましたので、大幅な改善となりました。純資産につきましては、債務免除益の計上などにより利益剰余金が増加したことに加え、第三者割当増資の実行により資本金および資本剰余金が増加しました。また、株式交換を実行し連結子会社５社を完全子会社化したことにより、少数株主持分をすべて取り崩しましたが、負ののれん発生益の計上による利益剰余金と資本剰余金がそれぞれ増加しました。

３．第121期につきましては、売上高は、鋼材販売量、鋼材販売価格ともに前期に比べて改善いたしました。経常利益は、主原料である購入鋼片の価格および電力やガスなどのエネルギーコストが上昇しましたが、一層のコスト削減を推し進めた結果、前期に比べて増加しました。当期純利益の減少につきましては、前期の特別利益に債務免除益602億円と、負ののれん発生益70億円の計上があったためです。

４．第122期につきましては、売上高は、鋼材販売数量の減少および販売価格の下落により減少しましたが、経常利益は、主原料であるスクラップや購入鋼片の価格が下落したことや、電力やガス料金などのエネルギーコストが低減したことなどにより、増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益の減少につきましては、前期の特別利益に固定資産売却益45億円の計上があったためです。

５．１株当たり当期純利益につきましては、平成28年６月28日開催の第122回定時株主総会の決議に基づき、平成28年10月１日付で株式併合（10株を１株に株式併合）を行ったことから、第122期以前の１株当たり当期純利益は、それぞれの連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

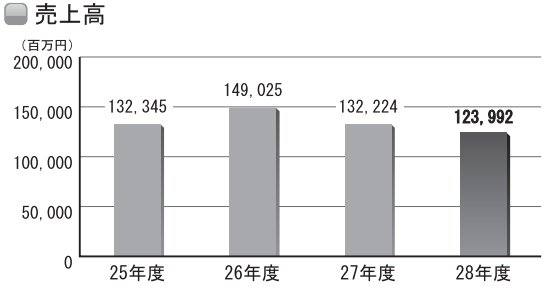

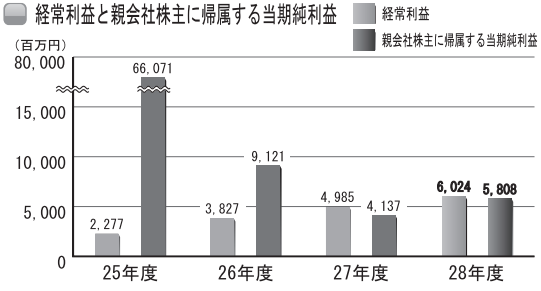

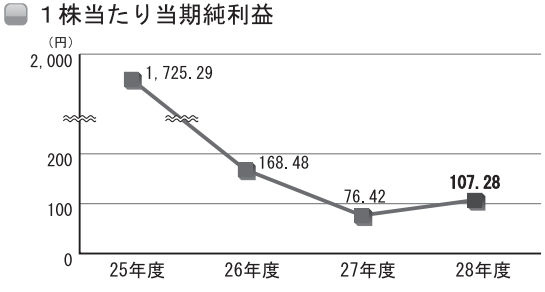

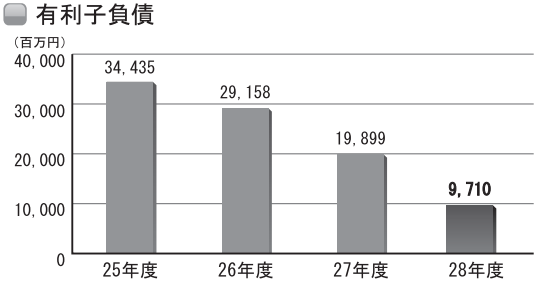

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
中山三星建材株式会社	300 百万円	100.00 %	鉄鋼二、三次製品の製造・販売
中山通商株式会社	96	100.00	鉄鋼、非鉄金属、機械、原燃料の売買
三星商事株式会社	46	100.00	鉄鋼製品、建築資材の販売
三星海運株式会社	56	100.00	陸運・海運業、倉庫業、損害保険代理業
中山興産株式会社	100	100.00	不動産の売買・仲介・管理等
三泉シヤー株式会社	60	100.00	鉄鋼二、三次製品の製造・販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

区分	主要品目		
鉄鋼事業	鋼材	鋼板	熱延鋼帯、厚板、中板、縞板、鍍金鋼帯
		条鋼	線材、バーインコイル、棒鋼、軽量C形鋼、パイプ、線材二次製品
	鋼片、副産物等		
エンジニアリング事業	海洋（鋼製魚礁・増殖礁）、ロール、バルブ、機械加工等		
不動産事業	不動産の賃貸・売買		

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社・船町工場	大阪市大正区船町一丁目１番66号
東京支店	東京都中央区日本橋二丁目16番11号 日本橋セントラルスクエア５階
名古屋営業所	名古屋市中村区名駅三丁目22番８号 大東海ビル８階

② 重要な子会社

会社名	本社所在地	主要な営業所および工場
中山三星建材株式会社	堺市堺区	苫小牧工場、清水工場、名古屋工場、堺工場、 田布施工場（山口県）、丸亀工場、大分工場、都城工場、 辰口工場（石川県）
中山通商株式会社	大阪市西区	大阪支店、東京支店、名古屋支店、福岡支店、仙台支店
三星商事株式会社	大阪市西区	札幌営業所、関東営業所、浜松営業所、三重営業所、 兵庫営業所、岡山営業所、大分営業所
三星海運株式会社	大阪市西区	東京支店、清水営業所、武豊営業所（愛知県）、岡山営業所、 福岡営業所、宮崎営業所
中山興産株式会社	大阪市大正区	
三泉シヤー株式会社	大阪市浪速区	

(9) 従業員の状況

事業	鉄鋼事業	エンジニアリング事業	不動産事業	全社（共通）	合計	前期末比増減数
従業員数（名）	1,018	24	26	42	1,110	0名

（注）1．従業員数は、就業人員数（当社および子会社から当社および子会社以外への出向者を除き、当社および子会社以外から当社および子会社への出向者を含む）であります。
2．全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,559 百万円
株式会社りそな銀行	1,323
株式会社福岡銀行	1,212
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	1,144
株式会社あおぞら銀行	908
株式会社日本政策投資銀行	826

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　150,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　63,079,256株（うち自己株式　271,186株）

(3) 株　主　数　　10,189名

(4) 大　株　主

株主名	持株数	持株比率
新日鐵住金株式会社	10,708千株	17.05%
阪和興業株式会社	8,058	12.83
日鉄住金物産株式会社	5,408	8.61
エア・ウォーター株式会社	4,729	7.53
大和ＰＩパートナーズ株式会社	3,165	5.03
中山三星建材株式会社	2,519	4.01
中山通商株式会社	2,266	3.60
三星海運株式会社	1,947	3.10
三星商事株式会社	1,933	3.07
大阪瓦斯株式会社	1,923	3.06

１．持株比率は自己株式（271,186株）を控除して算出しております。

２．全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、平成28年10月１日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行いました。これにより、発行済株式の総数は567,713,305株減少しております。

３．平成28年10月１日付の株式併合の効力発生日をもって当社定款第６条を変更し、発行可能株式総数を７億株から１億５千万株としております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	森　田　俊　一	
専務取締役	箱　守　一　昭	営業、購買、製造、エンジニアリング本部 統括
専務取締役	中　村　佐知大	総務、企画、経理本部 統括
取　締　役	中　務　正　裕	弁護士（弁護士法人中央総合法律事務所） 浅香工業株式会社社外取締役監査等委員 荒川化学工業株式会社社外取締役監査等委員 日本電通株式会社社外取締役監査等委員
監査役（常勤）	守　屋　隆　男	
監　査　役	福　西　惟　次	
監　査　役	川野辺　弘　文	

（注）1．取締役中務正裕氏は、社外取締役であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2．監査役福西惟次、川野辺弘文の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は福西惟次氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

3．監査役の財務および会計に関する相当程度の知見については以下のとおりです。

(1) 監査役福西惟次氏は、他社での経理担当役員や財務実務を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 監査役川野辺弘文氏は、他社において財務・経理部門で長年にわたり実務を経験され、さらに経理担当役員を経験されるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．当事業年度中の取締役および監査役の異動

(1) 就任

平成28年６月28日開催の第122回定時株主総会において、新たに中務正裕氏が取締役に、守屋隆男氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 退任

監査役今井　武氏は、平成28年６月28日開催の第122回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支　給　額	摘　　要
取　締　役	4名	60百万円	うち社外１名２百万円
監　査　役	4	20	うち社外２名６百万円
計	8	80	

(注) １．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成元年６月29日開催の第95回定時株主総会決議において月額2,500万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成５年６月29日開催の第99回定時株主総会決議において月額350万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係および主要取引先等特定関係事業者との関係

区　分	氏　名	重要な兼職先と当社との関係	主要取引先等特定関係事業者との関係
社外取締役	中　務　正　裕	該当事項なし	該当事項なし
社外監査役	福　西　惟　次	該当事項なし	該当事項なし
	川 野 辺　弘　文	該当事項なし	該当事項なし

（注）当社と社外役員のその他の兼職先との間には、開示すべき特別な関係はございません。

② 主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	中　務　正　裕	平成28年６月28日就任以降、当事業年度末までに開催された取締役会11回のうち10回に出席し、意思決定の妥当性・適正性の確保のため、必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	福　西　惟　次	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会19回のうち19回に出席しております。 出席した取締役会および監査役会においては、国内外の会社経営歴任やコンサルタントの見地から、発言を行っております。
	川 野 辺　弘　文	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会19回のうち19回に出席しております。 出席した取締役会および監査役会においては、主に経験豊かな経営者としての見地から、発言を行っております。

③ 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①　当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	51百万円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	0百万円
合計	52百万円

②　当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は52百万円であります。

（注）１．監査役会は、会計監査人が提出した監査計画や監査報酬の見積書、およびその算定根拠などの資料につき説明を受け、前年度の会計監査の職務の遂行状況などを踏まえ、必要な検証を行ったうえで、計画内容、見積額が適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額にはその合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第17条第１項に基づく賦課金に係る特例の認定の申請をするために、有限責任 あずさ監査法人が再生エネルギー法施行規則第21条第２項第３号に定める公認会計士等の確認を実施しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目のいずれかに該当する場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また上記に準じる場合、その他必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 会計監査人と締結している責任限定契約

該当事項はありません。

６．会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システムに関する基本方針）

① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- コンプライアンス体制に係る規程を遵守し、当社の役員および社員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための「中山製鋼所役職員行動規範」を、グループ各社は、「中山製鋼所役職員行動規範」に基づいて作成された各社ごとの役職員行動規範を周知徹底させる。
- 倫理ホットライン（内部通報制度）を活用して、コンプライアンスの徹底を図る。
- 法令等遵守の徹底を図るため、コンプライアンス推進部署の活用と教育を行う。
- 内部監査部門は、コンプライアンス推進部署と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。
- 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを断固として拒否する。反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と緊密な連携をして組織的に対応する。
- 財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制」に関する基本方針を制定し、会社法、金融商品取引法、証券取引所規則等への適合性を確保のうえ、十分な体制を整備して運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 当社グループを取り巻く様々なリスクに対して、その発生の未然防止および適切な対応を行うことを目的として、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、当社グループのコンプライアンスおよびリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。
- 危機および緊急時の事態が発生した場合、またはそのおそれがある場合には、危機管理本部を設置し、当該リスクの適正な把握に努めるとともに、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整える。
- 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

④　当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・　取締役会は、原則として毎月１回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について決定を行い、かつ取締役の職務の執行を監督する。その決定および報告は、取締役会付議基準に基づいて行う。

・　執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の監督機能の実効性と執行役員による業務執行の効率性を高める。

・　当社の組織・業務運営については、本部制を採用し、担当組織の業務執行に専念できる体制を構築する。

・　業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。

⑤　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・　当社および子会社は、「中山製鋼所役職員行動規範」に基づき、グループ一体となった経営を行う。

・　子会社の経営上の重要な情報や判断に関する事項は、当社の社内規程に従い、直ちに当社取締役および担当部門に報告されるものとする。

・　グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、定期的に開催しているグループ会社連絡会で情報の共有化を図る。

・　内部監査部門は、グループ全体の内部統制を監査し、業務の適正を確保する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ内部監査部門などの社員を監査役を補助すべき使用人として任命し、監査役の指示による調査の権限を認める。

⑦　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

任命された使用人に関する人事異動、組織変更等は、監査役会の意見を聞くものとする。

⑧　当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・　当社の取締役および使用人は、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、重要な会議などで決議された事項、当社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、内部通報制度の状況について遅滞なく監査役に報告する。

・　子会社の取締役、監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、上記の事項等について遅滞なく監査役に報告する。

・　当社および子会社の取締役および使用人等は、監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いは受けないものとする。

⑨　監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査の職務の執行に必要と認められる費用などについては、当該監査役の求めに応じて、これを処理するものとする。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・　監査役会は代表取締役社長と意見交換会を開催するとともに、必要に応じて取締役等と面談をする。

・　取締役および使用人は、監査役が必要と認める会議への出席や取締役等との意見交換、実施調査、子会社の調査、重要書類などの便宜を図り、監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

・　監査役は、会計監査人および内部監査担当部門との間で、監査結果や、その他随時必要な報告を受けるなど、緊密な連携をとることで、効率的な監査の実施を行う。

(2) 運用状況の概要

当社は、上記に掲げた体制および方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。その運用状況の概要は、以下のとおりです。

①　コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス推進部署のもとで、主に役職員行動規範、情報管理規程、内部通報規程、倫理ホットライン等コンプライアンス全般についての教育を行い、法令違反の未然防止に努めております。

②　リスク管理体制

リスクマネジメント基本規程に基づき、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を開催しています。定例の委員会では、年度ごとの全社的重点課題に対し、グループ全体での取り組み状況を調査・報告し、課題・対策の検討をしております。

グループについては、業務連携規程に基づき、グループ担当部署へ随時重要事項の報告、情報共有を行っております。また、当社取締役とグループ会社との連絡会を四半期に１回以上開催しています。

③　取締役の職務執行

当社取締役会は、社外取締役１名を含む取締役４名で構成し、当事業年度は、取締役会を14回開催しております。また、当社では執行役員・本部長制度を導入し、執行役員・本部長が業務執行をすることで、取締役は担当部門全体の把握が容易になり、監督機能が強化されています。また、取締役会の下部組織として、業務執行に関する定例報告および重要事項等を審議・報告する経営会議を開催しています。

④　監査役の職務執行

当社監査役会は、常勤監査役１名および社外監査役２名で構成し、当事業年度は19回開催しております。常勤監査役は、取締役会を含む重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われているかその適法性および妥当性を監査しています。また、内部監査部門と連携し、必要に応じて取締役との面談、社内の各部署・グループ会社への往査を行い、監査の有効性の確保に努めています。

なお、当社は、平成29年４月28日開催の当社取締役会において、「報酬・指名諮問委員会」を設置することを決議いたしました。社外取締役と代表取締役で構成する本委員会において、取締役の報酬等や取締役および監査役の指名を審議し、これらの事項に関する客観性、透明性を確保することで、ステークホルダーへの説明責任、およびコーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図ってまいります。

７．会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合に、これを受け入れるか否かについては、株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上するためには、大規模買付者が意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、事前の十分な情報開示がなされることが必要であると考えます。また、大規模買付者に対して質問や買収条件等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保するため、相応の検討時間・交渉機会等も確保されている必要があると考えます。

そこで、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段をとることができるよう、必要なルールおよび手続きを定めることとします。

(2) 基本方針の実現のための取り組みの概要

〔当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）の導入〕

当社は、平成20年６月27日開催の第114回定時株主総会において、特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とする当社株券等の大規模な買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する適正ルール（以下、「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成23年６月29日開催の第117回定時株主総会および平成26年６月26日開催の第120回定時株主総会において、それぞれ株主の皆様に本プランの継続をご承認いただきました。

① 本プランの概要

本プランは、大規模買付者に対し、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守、具体的には①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを求めるもので、以下の手続きを定めております。

ａ．大規模買付者による当社への「意向表明書」の提出

ｂ．必要情報の提供

ｃ．検討期間（「取締役会評価期間」）の確保

60営業日：対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合

90営業日：その他の大規模買付行為の場合

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

② 大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置

大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。大規模買付ルールが遵守されている場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。

③　本プランの有効期限

本プランの有効期限は、本定時株主総会終了の時点まで（３年間）となっておりますので、本プランの継続につきまして、本定時株主総会において、株主の皆様にお諮りいたします。

(3) 上記取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランを設定することは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

〜〜〜

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	72,767	流動負債	26,954
現金及び預金	21,208	支払手形及び買掛金	19,683
受取手形及び売掛金	28,932	短期借入金	2,974
電子記録債権	1,749	１年以内償還社債	42
商品及び製品	9,104	未払金	1,340
仕掛品	2,247	未払費用	1,152
原材料及び貯蔵品	7,340	未払法人税等	557
繰延税金資産	767	賞与引当金	697
その他	1,487	解体撤去引当金	63
貸倒引当金	△ 70	その他	442
固定資産	43,133	固定負債	16,453
有形固定資産	36,406	社債	237
建物及び構築物	4,058	長期借入金	6,456
機械及び装置	7,249	繰延税金負債	3,155
車両及び運搬具	196	再評価に係る繰延税金負債	1,113
工具器具及び備品	354	環境対策引当金	566
土地	23,959	解体撤去引当金	737
リース資産	148	退職給付に係る負債	2,319
建設仮勘定	439	負ののれん	745
無形固定資産	196	その他	1,122
その他	196	負債合計	43,408
投資その他の資産	6,530	（純資産の部）	
投資有価証券	3,740	株主資本	67,999
退職給付に係る資産	836	資本金	20,044
繰延税金資産	8	資本剰余金	7,826
差入保証金	1,752	利益剰余金	40,901
その他	247	自己株式	△ 772
貸倒引当金	△ 54	その他の包括利益累計額	4,493
		その他有価証券評価差額金	1,528
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		土地再評価差額金	3,134
		退職給付に係る調整累計額	△ 170
		純資産合計	72,492
資産合計	115,900	負債純資産合計	115,900

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		123,992
売上原価		107,190
売上総利益		**16,801**
販売費及び一般管理費		10,704
営業利益		**6,096**
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	84	
負ののれん償却額	185	
持分法による投資利益	59	
不動産賃貸料	51	
その他	86	499
営業外費用		
支払利息	172	
賃借料	149	
その他	249	571
経常利益		**6,024**
特別利益		
投資有価証券売却益	121	
固定資産売却益	43	164
特別損失		
解体撤去引当金繰入額	800	
環境対策費	549	
固定資産売却損	130	
固定資産除却損	102	
減損損失	45	
災害による損失	5	1,634
税金等調整前当期純利益		**4,554**
法人税、住民税及び事業税	674	
法人税等調整額	△ 1,929	△ 1,254
当期純利益		**5,808**
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		**5,808**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**48,403**	**流動負債**	**20,839**
現金及び預金	11,711	支払手形	250
受取手形	225	買掛金	12,242
売掛金	21,155	短期借入金	500
製品	3,109	関係会社短期借入金	4,150
半製品	1,923	未払金	1,100
仕掛品	2,252	未払費用	986
原材料及び貯蔵品	6,088	未払法人税等	371
繰延税金資産	460	賞与引当金	342
その他	1,476	解体撤去引当金	63
貸倒引当金	△ 1	その他	833
固定資産	**38,299**	**固定負債**	**10,672**
有形固定資産	**18,168**	長期借入金	5,500
建物	1,668	繰延税金負債	842
構築物	612	再評価に係る繰延税金負債	1,113
機械及び装置	5,816	退職給付引当金	1,219
車両及び運搬具	1	環境対策引当金	490
工具器具及び備品	184	解体撤去引当金	737
土地	9,412	資産除去債務	434
リース資産	43	その他	334
建設仮勘定	429	**負債合計**	**31,511**
無形固定資産	**94**	（純資産の部）	
ソフトウェア	9	**株主資本**	**50,674**
その他	85	**資本金**	**20,044**
投資その他の資産	**20,036**	**資本剰余金**	**16,977**
投資有価証券	2,389	資本準備金	16,977
関係会社株式	15,645	**利益剰余金**	**14,253**
前払年金費用	732	その他利益剰余金	14,253
差入保証金	1,141	繰越利益剰余金	14,253
その他	128	**自己株式**	**△ 600**
貸倒引当金	△ 0	**評価・換算差額等**	**4,516**
		その他有価証券評価差額金	**1,381**
		土地再評価差額金	**3,134**
		純資産合計	**55,190**
資産合計	**86,702**	**負債純資産合計**	**86,702**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		86,279
売上原価		77,023
売上総利益		**9,256**
販売費及び一般管理費		5,786
営業利益		**3,469**
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	354	
その他	62	419
営業外費用		
支払利息	132	
賃借料	149	
その他	205	487
経常利益		**3,401**
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
解体撤去引当金繰入額	800	
環境対策費	473	
固定資産除却損	101	
減損損失	45	1,420
税引前当期純利益		**1,981**
法人税、住民税及び事業税	△ 240	
法人税等調整額	△ 1,660	△ 1,901
当期純利益		**3,882**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

株式会社　中　山　製　鋼　所
取　締　役　会　　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　安　弘　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　溝　　静　太　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

株式会社　中　山　製　鋼　所
取　締　役　会　　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　安　弘　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　溝　　静　太　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社・船町工場及び主要な事業所である東京支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月25日

株式会社 中山製鋼所　監査役会

常勤監査役　守　屋　隆　男　㊞

社外監査役　福　西　惟　次　㊞

社外監査役　川野辺　弘　文　㊞

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

〈会　　場〉　株式会社 中山製鋼所 事務管理センター７階　大ホール
電　話　(06) 6555－3111（代表）

〈交通手段〉　●ＪＲ大阪環状線　大正駅
市バス乗換「西船町」行乗車、「東船町」下車（所要時間約20分）
●地下鉄長堀鶴見緑地線　大正駅２番出口
市バス乗換「西船町」行乗車、「東船町」下車（所要時間約20分）
●阪神なんば線　ドーム前駅２番出口
市バス乗換「西船町」行乗車、「東船町」下車（所要時間約25分）

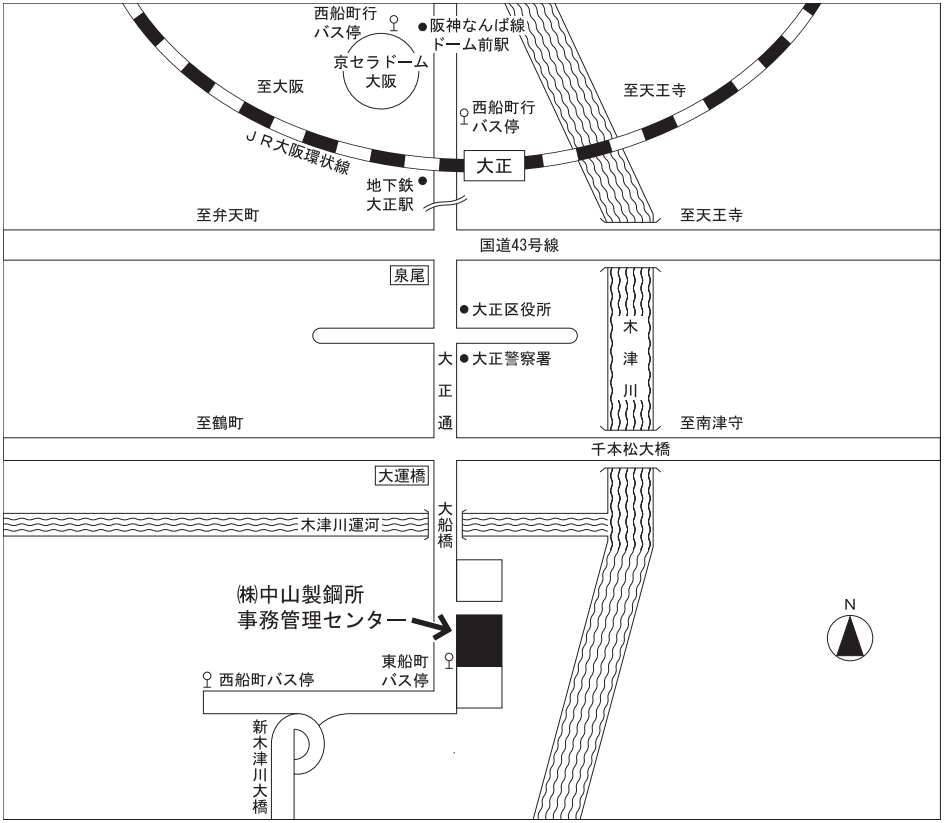

VEGETABLE OIL INK
この冊子は環境に配慮した植物油インキを使用しています。

（証券コード　5408）

平成29年６月９日

法令および定款に基づくインターネット開示事項

連結株主資本等変動計算書

連　結　注　記　表

株主資本等変動計算書

個　別　注　記　表

第123期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

連結株主資本等変動計算書・・・・・・１ページ

連結計算書類の連結注記表・・・・・・２ページ

株主資本等変動計算書・・・・・・９ページ

計算書類の個別注記表・・・・・・10ページ

株式会社中山製鋼所

「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第 15 条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.nakayama-steel.co.jp/）に掲載し、ご提供いたしております。

連結株主資本等変動計算書

自　平成28年 4月 1日
至　平成29年 3月31日

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,044	7,826	35,092	△ 772	62,191
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			5,808		5,808
自己株式の取得				△ 1	△ 1
自己株式の処分		△ 0		0	0
自己株式処分差損の振替		0	△ 0		―
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	5,808	△ 0	5,807
当期末残高	20,044	7,826	40,901	△ 772	67,999

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,054	―	3,134	△ 241	3,947	66,138
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						5,808
自己株式の取得						△ 1
自己株式の処分						0
自己株式処分差損の振替						―
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	474	△ 0	―	71	545	545
連結会計年度中の変動額合計	474	△ 0	―	71	545	6,353
当期末残高	1,528	△ 0	3,134	△ 170	4,493	72,492

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

［連結注記表］

Ⅰ　継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

Ⅱ　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数　　６社

連結子会社の名称　中山三星建材㈱、中山通商㈱、三星商事㈱、三星海運㈱、中山興産㈱、三泉シヤー㈱

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称　新星鋼機㈱、㈱サンマルコ、エヒメシャーリング㈱、他３社

連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

２．連結の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

３．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用会社の数　　１社

持分法適用会社の名称　日鉄住金ボルテン㈱

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社の名称　非連結子会社：新星鋼機㈱、㈱サンマルコ、エヒメシャーリング㈱、他３社

関連会社　：ＮＳ北海製線㈱、他２社

持分法を適用していない理由　各社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性はないためであります。

４．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

５．会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券　…　償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの　…　決算日の市場価格に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの　…　移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法　…　時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法　…　主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

a 平成19年３月31日以前に取得したもの

主として旧定額法によっております。

なお、償却可能限度額まで償却が終了したものについては、償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

b 平成19年４月１日以後に取得したもの

主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　…　10～50年

機械及び装置　…　５～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるＰＣＢ廃棄物及び低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

④ 解体撤去引当金

将来発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社の退職給付債務については、退職給付に係る自己都合要支給額又は年金財政計算上の責任準備金の額を適用しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

b. ヘッジ対象

主に市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの（変動金利の借入金等）

③ ヘッジ方針

当社グループは社内規程である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

平成22年３月31日以前に発生した負ののれんは、20年間で均等償却しております。

(9) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

６．会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号　平成 28 年６月 17 日）を当連結会計年度から適用し、平成 28 年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額は軽微であります。

７．表示方法の変更

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度に流動負債に区分掲記しておりました「未払消費税等」（当連結会計年度末 13 百万円）は、金額の重要性が乏しくなりましたので、当連結会計年度から流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（連結損益計算書関係）

営業外収益の「不動産賃貸料」の表示方法は、従来、連結損益計算書上において、営業外収益の「その他」（前連結会計年度 47 百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より「不動産賃貸料」として表示しております。

前連結会計年度に営業外費用に区分掲記しておりました「シンジケートローン手数料」（当連結会計年度 12 百万円）は、金額の重要性が乏しくなりましたので、当連結会計年度から営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

８．会計上の見積りの変更

当連結会計年度において、従来引当計上していたＰＣＢ廃棄物に加え、低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理費用についても合理的な見積もりが可能となったことから、低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理費用を環境対策費として特別損失に計上しております。

これにより、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益が 534 百万円減少しております。

９．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号　平成 28 年３月 28 日）を当連結会計年度から適用しております。

Ⅲ　連結貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　95,955　百万円

２．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保資産の帳簿価額

① 工場財団組成物件の帳簿価額

土地	6,574	百万円
機械及び装置	5,777	
建物及び構築物	1,844	
工具器具及び備品	184	
車両及び運搬具	1	
合計	14,382	

② 工場財団以外の帳簿価額

土地	10,409	百万円
建物及び構築物	597	
小計	11,007	
定期預金	20	
合計	11,027	

③ 同上担保による債務残高

短期借入金及び長期借入金	7,331	百万円

(2) 土地賃借保証のために差入れている有価証券の帳簿価額

投資有価証券	100	百万円

(3) 中山名古屋共同発電㈱の操業等の受託業務に対する保証として差入れている有価証券の帳簿価額

投資有価証券	9	百万円

３．保証債務

従業員及び関連会社の金融機関借入金等について保証しております。

従業員（住宅資金）	7	百万円
㈱サンマルコ	21	
エヒメシャーリング㈱	14	
合計	43	

４．受取手形割引高　754　百万円

５．土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年３月 31 日公布 法律第 34 号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成 13 年３月 31 日公布 法律第 19 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年３月 31 日公布 政令第 119 号）第２条第４号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価格の算定方法に合理的な調整を行なって算定しております。

再評価を行った年月日　平成 14 年３月 31 日

Ⅳ　連結損益計算書に関する注記

１．通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げの影響額

売上原価　　43百万円

２．特別損失に計上している環境対策費のうち、環境対策引当金繰入額は534百万円であります。

Ⅴ　連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　63,079,256 株

２．当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　　8,938,041 株

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種　類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	314	5	平成29年3月31日	平成29年6月28日

Ⅵ　税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、有形・無形固定資産、退職給付に係る負債、解体撤去引当金、環境対策引当金、賞与引当金、資産除去債務、たな卸資産等であり、評価性引当額を控除しております。繰延税金負債の発生の主な原因は、子会社株式取得に伴う子会社の資産の再評価差額、有形・無形固定資産、土地再評価差額金、その他有価証券評価差額金、退職給付に係る資産等であります。

Ⅶ　金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については原則として銀行借入による方針です。なお、デリバティブ取引は、取引権限を定めた社内規程に従い、実需の範囲内で、格付の高い金融機関とのみ取引を行う方針としております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価を把握しております。

借入金は主に営業取引に係る運転資金の調達及び設備投資に係る資金調達であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、下表には含まれておりません（(注２）参照)。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*2)	時価(*2)	差額
(1) 現金及び預金	21,208	21,208	－
(2) 受取手形及び売掛金（*1）	28,862	28,862	－
(3) 電子記録債権（*1）	1,748	1,748	－
(4) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	100	104	4
② その他有価証券	2,639	2,639	－
(5) 支払手形及び買掛金	(19,683)	(19,683)	－
(6) 短期借入金	(2,100)	(2,100)	－
(7) 社債（*3）	(279)	(265)	△13
(8) 長期借入金（*4）	(7,331)	(7,315)	△15

(*1) 受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に対応する貸倒引当金を控除しております。
(*2) 負債に計上されているものについては、(　) で表示しております。
(*3) 社債に1年以内に償還予定の社債残高を含めております。
(*4) 長期借入金に1年以内に返済予定の長期借入金残高を含めております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債、及び(8) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,001

上記のものについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。

Ⅷ　賃貸等不動産に関する注記

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

２．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
10,131	△182	9,949	10,187

（注１）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２）当連結会計年度末の時価は、原則として「不動産鑑定評価基準」による方法（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）で算定した金額であります。ただし、重要性に乏しい物件については、一定の評価額に基づく価額等により評価しております。

Ⅸ　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,338 円 95 銭
１株当たり当期純利益金額	107 円 28 銭

（算定上の基礎）

１株当たり当期純利益金額

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	5,808百万円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	5,808
普通株式の期中平均株式数	54,142 千株

（注）平成28年10月1日を効力発生日として、10株を１株とする株式併合を実施したため、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益金額を算定しております。

Ⅹ　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

第123期　自　平成28年 4月 1日
至　平成29年 3月31日

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	20,044	16,977	－	16,977	10,371	△ 599	46,793
事業年度中の変動額							
当期純利益					3,882		3,882
自己株式の取得						△ 1	△ 1
自己株式の処分			△ 0	△ 0		0	0
自己株式処分差損の振替			0	0	△ 0		－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	3,882	△ 0	3,881
当期末残高	20,044	16,977	－	16,977	14,253	△ 600	50,674

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	922	3,134	4,056	50,849
事業年度中の変動額				
当期純利益				3,882
自己株式の取得				△ 1
自己株式の処分				0
自己株式処分差損の振替				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	459	－	459	459
事業年度中の変動額合計	459	－	459	4,340
当期末残高	1,381	3,134	4,516	55,190

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

[個別注記表]

Ⅰ　継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

Ⅱ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券　…　償却原価法（定額法）によっております。

(2) 子会社株式及び関連会社株式　…　移動平均法による原価法によっております。

(3) その他有価証券

時価のあるもの　…　決算日の市場価格に基づく時価法によっております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの　…　移動平均法による原価法によっております。

２．デリバティブの評価基準及び評価方法　……　時価法によっております。

３．たな卸資産の評価基準及び評価方法　……　総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

① 平成19年３月31日以前に取得したもの

主として旧定額法によっております。

なお、償却可能限度額まで償却が終了したものについては、償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

② 平成19年４月１日以後に取得したもの

主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　…　10～50年

機械及び装置　…　５～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

５．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、翌事業年度から費用処理しております。

(4) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるＰＣＢ廃棄物及び低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

(5) 解体撤去引当金

将来発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。

６．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

② ヘッジ対象

主に市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの（変動金利の借入金等）

(3) ヘッジ方針

当社は社内規程である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

７．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

８．表示方法の変更

（損益計算書関係）

前事業年度に営業外費用に区分掲記しておりました「シンジケートローン手数料」（当事業年度 12 百万円）は、金額の重要性が乏しくなりましたので、当事業年度から営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

９．会計上の見積りの変更

当事業年度において、従来引当計上していたＰＣＢ廃棄物に加え、低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理費用についても合理的な見積もりが可能となったことから、低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理費用を環境対策費として特別損失に計上しております。

これにより、当事業年度の税金等調整前当期純利益が 457 百万円減少しております。

１０．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号　平成 28 年３月 28 日）を当事業年度から適用しております。

Ⅲ　貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　82,513　百万円

２．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保資産の帳簿価額

① 工場財団組成物件の帳簿価額

土地	5,747	百万円
機械及び装置	5,679	
建物	1,264	
構築物	479	
工具器具及び備品	180	
車両及び運搬具	1	
合計	13,352	

② 工場財団以外の帳簿価額

土地	2,916	百万円
建物	283	
合計	3,200	

③ 同上担保による債務残高

短期借入金及び長期借入金	6,000	百万円

(2) 土地賃借保証のために差入れている有価証券の帳簿価額

投資有価証券	100	百万円

(3) 中山名古屋共同発電㈱の操業等の受託業務に対する保証として差入れている有価証券の帳簿価額

投資有価証券	9	百万円

３．保証債務

従業員の金融機関借入金について保証しております。

従業員（住宅資金）	7	百万円

４．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	8,206	百万円
短期金銭債務	6,810	
長期金銭債務	12	

５．土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年３月 31 日公布 法律第 34 号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成 13 年３月 31 日公布 法律第 19 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年３月 31 日公布 政令第 119 号）第２条第４号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価格の算定方法に合理的な調整を行なって算定しております。

再評価を行った年月日　平成 14 年３月 31 日

Ⅳ　損益計算書に関する注記

１．関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	24,205 百万円
仕入高	13,373
営業取引以外の取引による取引高	420

２．通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げの影響額

売上原価　47 百万円

３．特別損失に計上している環境対策費のうち、環境対策引当金繰入額は457百万円であります。

Ⅴ　株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　271,186 株

Ⅵ　税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、有形・無形固定資産、退職給付引当金、解体撤去引当金、環境対策引当金、賞与引当金、たな卸資産等であり、評価性引当額を控除しております。繰延税金負債の発生の主な原因は、有形・無形固定資産、土地再評価差額金、その他有価証券評価差額金、前払年金費用等であります。

Ⅶ　関連当事者との取引に関する注記

(1)　親会社及び主要株主等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注２）	科目	期末残高（注２）
主要株主	新日鐵住金㈱	東京都千代田区	419,524	鉄鋼製品の製造販売等	被所有 直接　19.7%	鋼材の販売、鋼片の購入等	鋼材の販売（注１）	21,851	売掛金	1,213
							保証金の差入	―	差入保証金	990
主要株主	阪和興業㈱	大阪市中央区	45,651	鉄鋼・非鉄・金属・原燃料の売買等	被所有 直接 14.8%	鋼材の販売、鋼片の購入等	鋼材の販売（注１）	15,115	売掛金	4,931
							鋼片等の購入（注１）	30,558	買掛金	5,671

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）　価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

（注２）　取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注３）	科目	期末残高（注３）
子会社	中山通商㈱	大阪市西区	96	鉄鋼製品、原燃料などの販売	所有 直接 100.0%	当社製品の販売及び当社原料資材の納品 資金の借入・返済	鋼材等の販売（注１）	17,010	売掛金	5,801
							原料資材の購入(注１)	7,905	買掛金	2,028
							資金の借入・返済(注２)	2,500	短期借入金	2,500
子会社	三星海運㈱	大阪市西区	56	製品、半製品、原料等の運搬	所有 直接 100.0%	当社製品、半製品、原料等の運搬 資金の借入・返済	資金の借入・返済(注２)	50	短期借入金	1,200

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１） 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

（注２） グループ内の資金を一元化し、効率的に活用することを目的としたＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）を利用しております。当該ＣＭＳ取引における貸付金利につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額はＣＭＳによる借入額と返済額を相殺し、純額を記載しております。

（注３） 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

Ⅷ １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　878 円 72 銭

１株当たり当期純利益　61 円 81 銭

（算定上の基礎）

１株当たり当期純利益金額

損益計算書上の当期純利益	3,882 百万円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る当期純利益	3,882
普通株式の期中平均株式数	62,809 千株

（注）平成28年10月1日を効力発生日として、10株を１株とする株式併合を実施したため、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益金額を算定しております。

Ⅸ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。